

2023年度 更新・新規

# 生協組合員の皆さまへ

## 健康応援プログラム



- 1 特定疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中）の治療費をお支払いし早期の職場復帰を支援**
- 2 病気・ケガにより免責期間 90 日を超えて就業障害が継続した場合、最長 65 歳まで（55～64 歳の方は 3 年が限度）月額最高 10 万円（X コース）を補償**  
入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金のお支払い対象となります。  
※精神障害補償特約により、所定の精神障害を原因とする就業障害について補償を受けることができます。この場合の補償対象期間は 24 カ月が限度になります。
- 3 手ごろな保険料で毎年簡単に見直しができます**

## 積立年金保険



- 1 予定利率 年 1.25%（※ 1）**  
※ 1 2023 年 1 月 30 日現在の明治安田生命保険相互会社（事務幹事会社）の予定利率となっております。  
予定利率については将来変更される場合があります。
- 2 保険料控除が受けられる！**  
月払ご加入の方は一般生命保険料控除、  
ボーナス払ご加入の方は個人年金保険料控除（※ 2）の対象となります。  
※ 2 払込予定期間が 10 年未満の場合は、一般生命保険料控除に該当します。  
※ 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。
- 3 毎年、口数変更が可能！**  
ライフサイクルに合わせて、年 1 回の募集期間中に口数の変更ができます。  
※ 月払のみ払出が可能です。ボーナス払は払出ができません。
- 4 定年延長に伴い、払込満了年齢も段階的に 65 歳に引き上げられます。**



【注意喚起情報】・【契約概要】はP3～6に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

※積立年金保険については、P21・22をご覧ください。

申込締切日

2023年8月4日(金)

責任開始期  
(加入日)

2023年11月1日(水)

※積立年金保険(月払)は2024年1月1日(月)  
積立年金保険(ボーナス払)は2023年12月1日(金)

[契約者] 大阪府職員生活協同組合

# ① はじめに

## 人によって、ライフステージによって、必要な保障内容や保障額は異なります。

家族構成や年齢によって、必要な保障内容や保障額は異なります。  
 また、一度準備した保障も、ライフステージに応じて見直しが必要です。  
 本制度では、様々なケースで必要になる保障を準備するため、目的別に商品をご用意いたしました。  
 1年毎ご案内いたしますので、その時の変化にあわせて保障内容の変更も可能です。  
 まずは下記に各商品の概要と特長をご案内いたします。是非ご確認ください。(商品の具体的な保障内容は、各商品のページをご覧ください。)

◎マークについて 本パンフレットを読み進める上で、特に注意が必要な事項などについて、以下のマークを付けています。  
 保険金や給付金をお支払いできないことがあります。特にご注意ください。  
 P.5 表示しているページ(左の例では5ページ)の内容もあわせてご確認ください。

◎見出しについて  
 本パンフレットは全ページを通して、右部にコンテンツマップをご用意しています。  
 制度の全体像やご覧になられている項目の確認などにご利用ください。

はじめに  
 本制度の特長と本パンフレットについての説明

注意喚起情報・契約概要  
 重要です  
 必ずお読みください

三大生活習慣病サポート(一時金)  
 ポイントと、保障内容の説明

三大生活習慣病サポート(療養給付金)  
 ポイントと、保障内容の説明

長期療養収入サポート  
 ポイントと、保障内容の説明

健康づくりサポート

ご注意いただきたいこと  
 お申し込みの際に、充分にご確認  
 いただきたい内容について

契約概要・注意喚起情報(積立年金保険)  
 重要です  
 必ずお読みください

積立年金保険  
 ポイントと、保障内容の説明



安心して暮らしていく  
 ために家族そろって  
 保障を充実

- 自分に万一のとき、妻の生活費や住居費、こどもの教育費など、大きな資金が必要になることを考えて、充実した保障を確保。



残された家族のことも  
 考えて保障を確保

- いまは保険より貯蓄に重点をおきたい。
- ただし、自分に万一のときに残された家族にのこせる保障を、と考えた。

商品の名称	商品の特長	ご加入いただける方	
		本人	配偶者
<b>健康応援プログラム</b> 特定疾病等  <b>三大生活習慣病サポート(一時金)</b> リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型) [生命保険]	◎特定疾病および死亡・所定の高度障害を保障します。 ◎余命6カ月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約)	生協組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方
[年齢は2023年11月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]			
<b>健康応援プログラム</b> 特定3疾病による休職  <b>三大生活習慣病サポート(療養給付金)</b> 特定3疾病による就業障害のみ補償特約付団体長期障害所得補償保険[損害保険]	◎特定3疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)による長期療養時の所得を補償します。 ◎入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。	三大生活習慣病サポート(一時金)に加入している(今回加入する場合を含みます)生協組合員で、18歳以上59歳以下の方	(ご加入いただけません)
[年齢は2023年11月1日現在の満年齢です。]			
<b>健康応援プログラム</b> 長期休職  <b>長期療養収入サポート</b> 精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険[損害保険]	◎病気やケガによる長期療養時の所得を補償します。 ◎入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。	生協組合員で、18歳以上64歳以下の方	(ご加入いただけません)
[年齢は2023年11月1日現在の満年齢です。]			
<b>健康</b>  <b>健康づくりサポート</b> 健康づくりサポート	◎健康増進に役立つ情報を提供します。 ◎楽しいオリジナルメニューをいつでもどこでもご家族でご利用いただけます。	三大生活習慣病サポート(一時金)または長期療養収入サポートにご加入の方(新規加入を含む)	
<b>年金</b>  <b>積立年金保険</b> 拋出型企業年金保険[生命保険]	◎在職中の積立制度です。 ◎積み立てた資金を原資として、掛金払込完了後に年金を受け取ることができます。	大阪府職員生活協同組合員で月払は加入日(2024年1月1日)に満18歳以上58歳未満の生協組合員で申込日現在健康で正常に就業している方で保険料払込完了年齢(61歳)まで2年以上ある方。 ボーナス払は加入日(2023年12月1日)に満15歳以上58歳未満の生協組合員で申込日現在健康で正常に就業している方。個人年金保険料控除適用になる方は保険料払込完了年齢(61歳)まで10年以上ある方、一般の生命保険料控除適用になる方は保険料払込完了年齢(61歳)まで2年以上ある方。	

**【その他ご加入にあたっての注意事項】**

- 配偶者については、本人の加入が条件です。(配偶者のみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者も同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者は同時に脱退となります。
- 大阪府職員生活協同組合員およびその配偶者以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。

※積立年金保険は、P.25加入資格をご覧ください。

**ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。**  
 申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。 P.4

**加入日および初回引去日**

制度名称	加入日	初回引去	制度名称	加入日	初回引去	
健康応援プログラム	2023年11月1日	2023年11月給与	積立年金保険	月払	2024年1月1日	2023年12月給与(1月分掛金として充当)
				ボーナス払	2023年12月1日	2023年12月ボーナス(12月分掛金として充当)

## ② 注意喚起情報・契約概要

ここでは三大生活習慣病サポート(一時金)・三大生活習慣病サポート(療養給付金)・長期療養収入サポートについて記載しております。

積立年金保険については、P.21・22をご覧ください。

### 注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

### 1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

❗ 保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

#### 高度障害保険金の事例

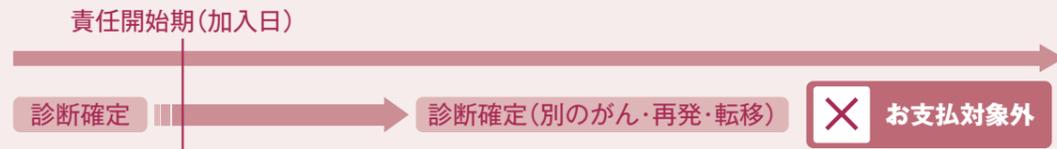
#### 約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

#### 特定疾病保険金の事例

#### 生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限り、」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていなかった場合でもお支払いできません。



#### 解除・免責

#### 告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
  - ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
  - ・責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。 **P.15**

### 補償の重複について (損害保険)

既に同種の保険商品等のご契約がある場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。補償の重複に関する詳細は参照ページをご確認ください。 **P.18**

## 2 告知内容について



- ◎ 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- ◎ 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- ◎ 正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

### 告知内容をご確認ください。

ご加入いただける方の詳細につきましては「はじめに」P.1をご参照ください。

### Step1 まずは「申込日(告知日)現在」の就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

#### 現在の就業状態

#### 本人

- 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
- ②「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

#### 現在の健康状態

#### 配偶者

- 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
- ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

### Step2 つぎに、加入する商品ごとに過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

三大生活習慣病サポート(一時金)  
三大生活習慣病サポート(療養給付金)

長期療養収入サポート

#### 過去3カ月以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめてはなりません。
- ②検査をすすめて検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

#### 過去5年以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。

#### 過去2年以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。
- ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
- ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
- ④「治療」には、指示・指導を含みます。

#### 【別表】

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

#### <三大生活習慣病サポート(一時金)の場合>

- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

#### <三大生活習慣病サポート(一時金)の場合>

- 引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

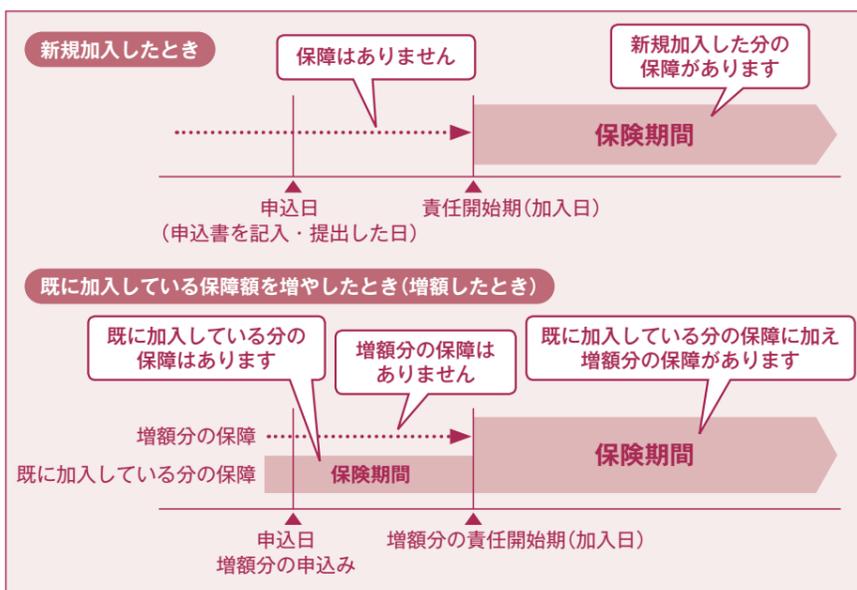
### 告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320

受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

### 3 責任開始期（加入日）について

お申込みいただいた保障が初めて開始する時点（責任開始期（加入日））といい、右記の通り、責任開始期（加入日）は申込日（申込書を記入・提出した日）とは異なります。なお、この保険の責任開始期（加入日）は、表紙に記載しています。



高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

#### <三大生活習慣病サポート(一時金)の場合>

◎ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

### 4 保険金・給付金の請求について

- ◎保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。  
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- ◎保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ◎被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- ◎死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

### 5 その他の注意事項

- ◎お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)  
この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。
- ◎ご照会・ご相談窓口等
  - 指定紛争解決機関  
この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会(生命保険)・一般社団法人日本損害保険協会(損害保険)です。
  - 生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構  
引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(生命保険)・損害保険契約者保護機構(損害保険)に加入しています。  
上記、および制度内容等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 **P.19**
- 告知に関してのご照会先は、参照ページをご確認ください。 **P.4**

## 契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認くださいたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

### 1 商品の仕組み

この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年毎に加入内容を更新いただけます。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

### 2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)や保険料

#### ◎主な保障内容

保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

三大生活習慣病サポート(一時金) **P.7**      三大生活習慣病サポート(療養給付金) **P.9**      長期療養収入サポート **P.11**

※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

#### ◎保険料【控除方法】

健康応援プログラム：毎月の給与より控除(初回は11月給与より引去ります。)

積立年金保険(月払)、(ボーナス払)：控除方法につきましては、25ページをご参照ください。

### 3 配当金

この保険は無配当保険ですので配当金はありません。

### 4 脱退による返れい金、満期返れい金

この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

### 5 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社      本社：東京都千代田区丸の内2-1-1  
明治安田損害保険株式会社      本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

【三大生活習慣病サポート(一時金)】  
明治安田生命保険相互会社

【三大生活習慣病サポート(療養給付金)】 [長期療養収入サポート]  
明治安田損害保険株式会社

# ③ 三大生活習慣病サポート(一時金)

【保険期間】2023年11月1日(水)～2024年10月31日(木)



健康応援  
プログラム

加入対象者



## 意向確認【ご加入前のご確認】

三大生活習慣病サポート(一時金)は、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

## 保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 特定疾病に対する治療費として、保険金が支払われます。

保障内容	保障額
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき</li> <li>● 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき</li> <li>● 急性心筋梗塞・脳卒中ですべての手術を受けられたとき [特定疾病保険金]</li> </ul>	500万円
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡・所定の高度障害状態のとき [死亡・高度障害保険金]</li> </ul>	300万円

**!** 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は、重複してお支払いすることはありません。

## 保険金のお支払いに関するご注意

**!** 被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象とならない疾病例 <sup>※1</sup>	
特定疾病保険金	● 悪性新生物(がん)	加入日前を含めてはじめて <sup>※2</sup> 悪性新生物と診断確定 <sup>※3</sup> されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上皮内新生物<sup>※4</sup></li> <li>● 悪性黒色腫を除く皮膚がん</li> <li>● 脂肪腫</li> </ul>
	● 急性心筋梗塞	加入日以後に発生した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、急性心筋梗塞を発病 <sup>※5</sup> し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 <sup>※6</sup> が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 <sup>※7</sup> を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 狭心症</li> <li>● 解離性大動脈瘤</li> <li>● 心筋症</li> </ul>
	● 脳卒中(くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発生した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、脳卒中を発病 <sup>※5</sup> し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 <sup>※7</sup> を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一過性脳虚血</li> <li>● 外傷性くも膜下出血</li> <li>● 未破裂脳動脈瘤</li> </ul>
死亡保険金	死亡されたとき	—	
高度障害保険金	加入日以後に発生した傷害または疾病 <sup>※5</sup> により所定の高度障害状態になられたとき	—	

※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については約款をご覧ください。  
 ※2 ご加入前にお支払対象のがんを診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象のがんを診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。  
 ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。  
 ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「T a」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「T i s」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。  
 ※5 疾病の発生および急性心筋梗塞・脳卒中の発病には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含みます。  
 ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。  
 ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。

● 保険金受取人は次の通りです。  
 死亡保険金：被保険者が指定した方  
 高度障害保険金および特定疾病保険金：被保険者

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。 **P.15**

## 保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

◎ 月額保険料 < 保険期間1年・集団扱月払・保険金額500万円・300万円 >

年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者			
	男性		女性	
	500万円	300万円	500万円	300万円
18～20歳(2003.5.2～2006.5.1)	890円	534円	765円	459円
21～25歳(1998.5.2～2003.5.1)	1,145円	687円	890円	534円
26～30歳(1993.5.2～1998.5.1)	1,170円	702円	1,095円	657円
31～35歳(1988.5.2～1993.5.1)	1,415円	849円	1,505円	903円
36～40歳(1983.5.2～1988.5.1)	1,870円	1,122円	2,150円	1,290円
41～45歳(1978.5.2～1983.5.1)	2,540円	1,524円	3,080円	1,848円
46～50歳(1973.5.2～1978.5.1)	4,155円	2,493円	3,850円	2,310円
51～55歳(1968.5.2～1973.5.1)	6,810円	4,086円	4,995円	2,997円
56～60歳(1963.5.2～1968.5.1)	10,590円	6,354円	6,125円	3,675円
61～65歳(1958.5.2～1963.5.1)	16,435円	9,861円	8,640円	5,184円

● 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

## 年金の取扱いについて

保険金は一時金受取でなく年金受取も可能です。

1. 年金の種類と型	● 年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただけます。(定額型確定年金です)
2. 配当金	● 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
3. 年金受取人	● 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
4. 年金のお支払い	● 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。 ● 年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ● 年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
5. 年金払の対象となる保険金	● 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。 ● 無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。 ● ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

● この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たに「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。

## つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。

**!** 以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
  - 告知義務違反により解除となったとき
  - 詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
  - 保険金の不法取得目的があつて無効となったとき
  - 重大事由に該当し解除となったとき
- 死亡保険金について
  - 契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
  - 被保険者が加入日から3年以内に自殺したとき
- 高度障害保険金について
  - 被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
  - 契約者、被保険者の故意または重大な過失によるとき

- 過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
- 告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.15**

# 4 三大生活習慣病サポート(療養給付金)

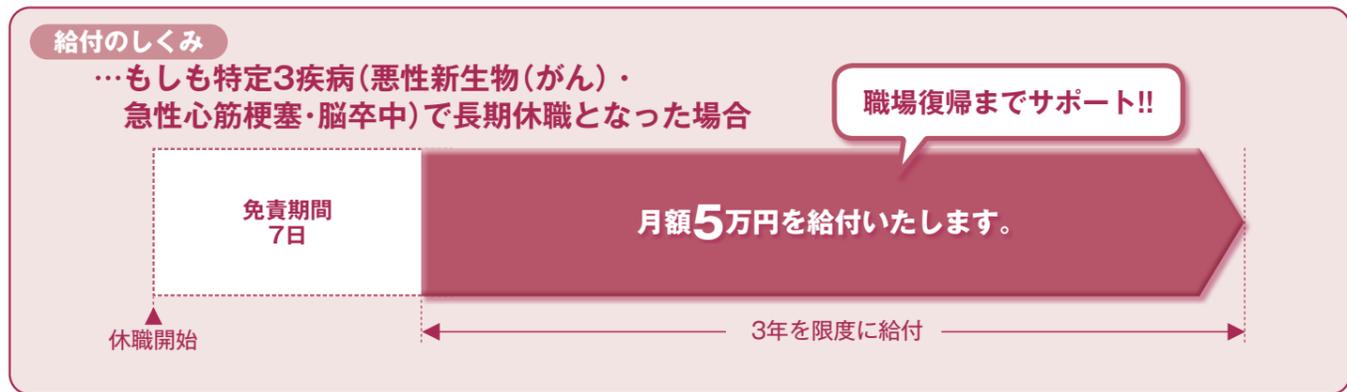
【保険期間】2023年11月1日(水)~2024年10月31日(木)



## 保障内容等(契約概要部分)・保険料

保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

- 特定3疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)により免責期間を超えて就業障害となった場合、保険金をお支払いします。
- 就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、保険金をお支払いします。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。



### ◎お支払対象となる疾病・お支払事由

お支払対象となる疾病		保険金のお支払事由
悪性新生物(がん)	上皮内がん*1および悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く悪性新生物	保険期間中に発病*2した特定3疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)を直接の原因として、保険期間中に開始した所定就業障害が、免責期間7日を超えて継続したとき。
急性心筋梗塞	虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞(狭心症は除く)	
脳卒中	脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳動脈の狭窄(脳血栓、脳塞栓)	

※1 「上皮内がん」とは、がんの進行段階が極めて早期にあるもので、がん細胞の増殖が上皮基底膜内にとどまり、基底膜を越える浸潤を認めないものをいいます。  
 ※2 悪性新生物(がん)を原因とする就業障害については、加入日以後に、加入日前を含めて初めて悪性新生物(がん)と診断確定された場合に限りま。

### 意向確認【ご加入前のご確認】

三大生活習慣病サポート(療養給付金)は、悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中により就業障害となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。なお、保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。詳細をご確認になりたい場合は、そちらをご覧ください。

### ◎月額保険料

年齢【満年齢】 (生年月日)	免責期間	補償対象期間	男性	女性
			保険金月額 5万円 (Zコース)	保険金月額 5万円 (Zコース)
18~24歳 (1998.11.2~2005.11.1)	7日	3年	62円	52円
25~29歳 (1993.11.2~1998.11.1)			105円	138円
30~34歳 (1988.11.2~1993.11.1)			204円	219円
35~39歳 (1983.11.2~1988.11.1)			347円	413円
40~44歳 (1978.11.2~1983.11.1)			513円	532円
45~49歳 (1973.11.2~1978.11.1)			812円	969円
50~54歳 (1968.11.2~1973.11.1)			1,311円	1,563円
55~59歳 (1963.11.2~1968.11.1)			2,209円	1,957円

・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。  
 ・保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。  
 ・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

補償内容や特定3疾病等の詳細については、参照ページをご確認ください。 **P.16**

## 保険金のお支払いに関するご注意

- ！ 保険金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。**
- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した特定3疾病を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
  - 保険期間開始時より前に被った特定3疾病による就業障害はお支払いの対象となりません(注)。
  - 注) 初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害(悪性新生物(がん)によって生じた就業障害を除きます)につきましては保険金をお支払いいたします。
  - 注) したがって、保険期間開始時より前に被った特定3疾病について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となる場合があります。
  - 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
  - 保険金は身体の障害によって、所定就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
  - 保険金受取人は被保険者本人です。
  - 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.16**

## つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。

- ！ 以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。**
- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
    - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
    - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
    - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
    - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
  - 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によって生じた身体障害による就業障害(ただし、テロ行為によって生じた身体障害による就業障害を除きます。)
  - 脱退後に開始した就業障害

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.15**

# ⑤ 長期療養収入サポート

【保険期間】2023年11月1日(水)～2024年10月31日(木)



健康応援  
プログラム

加入対象者



## 意向確認【ご加入前のご確認】

長期療養収入サポートは、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業障害となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

なお、保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。詳細をご確認になりたい場合は、そちらをご覧ください。

## 保障内容等(契約概要部分)・保険料

保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

- 病気やケガにより免責期間を超えて就業障害となった場合、保険金をお支払いします。
- 就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、長期にわたって保険金をお支払いします。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。

### 給付のしくみ 保険金月額10万円の場合

…もしも病気やケガで長期休職となった場合



\* 55～64歳の方は3年が限度です。

\* 所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

## 保険金のお支払いに関するご注意



保険金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が発生したときに限ります。
- 保険期間開始日より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません(注)。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。(注)したがって、保険期間開始日より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となる場合があります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 保険金受取人は被保険者本人です。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.17

## つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
  - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
  - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
  - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
  - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害
- 妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害
- 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害
- 自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害
- 精神病的障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。)
- 脱退後に開始した就業障害

※この制度には精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害(アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害を除きます。)を被保険者が被り、これを原因として生じた就業障害に対して、保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24カ月を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害

F00～F09、F20～F99  
例)統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害、認知症、知的障害、特異的発達障害、多動性障害など

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.15

## ◎月額保険料

年齢【満年齢】 (生年月日)	免責期間	補償対象期間	男性		女性	
			保険金月額 10万円 (Xコース)	保険金月額 5万円 (Yコース)	保険金月額 10万円 (Xコース)	保険金月額 5万円 (Yコース)
18～24歳 (1998.11.2～2005.11.1)	90日	65歳	1,199円	599円	772円	386円
25～29歳 (1993.11.2～1998.11.1)			1,242円	621円	1,005円	503円
30～34歳 (1988.11.2～1993.11.1)			1,356円	678円	1,356円	678円
35～39歳 (1983.11.2～1988.11.1)			1,729円	865円	2,077円	1,038円
40～44歳 (1978.11.2～1983.11.1)			2,553円	1,277円	3,351円	1,676円
45～49歳 (1973.11.2～1978.11.1)			3,799円	1,899円	4,907円	2,453円
50～54歳 (1968.11.2～1973.11.1)			5,261円	2,631円	6,309円	3,154円
55～59歳 (1963.11.2～1968.11.1)	3年	3年	3,379円	1,690円	3,532円	1,766円
60～64歳 (1958.11.2～1963.11.1)			6,103円	3,051円	5,678円	2,839円

・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

・保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

・保険金月額、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

補償内容や就業障害等の詳細については、参照ページをご確認ください。 P.17

# ⑥ 健康づくりサポート

サービス  
運営費  
月額  
200円



加入対象者



※健康づくりサポートのみの加入はできません。必ず三大生活習慣病サポート(一時金)または長期療養収入サポートとセットでご加入ください。

## サービス概要

健康なんてあまり興味がないなあ・・・そんな、あなた自身の健康実現を応援するサービスです。

健康づくりサポートは健康・医療・メンタルヘルスなどのさまざまなサービスメニューを提供することで、ご加入者とそのご家族の健康づくりをサポートするサービスです。充実したメニューをいつでもどこでもご家族でご利用いただけます。

病気がけがをした場合を保障する「保険制度」と心と体の健康づくりを応援する「健康づくりサポート」の両輪でサポートしてまいります。

## サービスメニュー

疾病予防の考え方に基づいた7つのメニューをご利用いただけます。

疾病予防  
の考え方

### 一次予防「健康増進」

生活習慣等の見直し・改善により  
病気の発生の発生を予防

### 二次予防「早期発見」

早期発見・早期治療により、  
病気が進行しないうちに治療

### 三次予防「再発防止」

必要な治療等により、  
機能の維持・回復を図る

### 一次予防に対応したサービスメニュー

① 気づき

聴季刊誌「健康情報」  
お届け(年4回)



表紙のサンプル

健康的な食事・運動、リラクゼーションや最新の医学情報まで幅広い情報を満載。性別・年代を問わず楽しめる内容の情報誌。(日経ヘルス編集)  
【自宅もしくは職場へ】

② 行動

ヘルシーファミリー倶楽部  
ご利用はWebで



イメージ画像

最新の健康情報から、病気・薬・病院の検索まで、健康に関するあらゆる情報を提供。健康関連書籍を中心に200冊以上が無料で読み放題の電子図書館や病院検索、くすり検索などさまざまなコンテンツで健康をサポート。

相談ダイヤル  
お電話で

日常生活における様々な不安や悩みについて、お気軽に相談いただくことができる専門の窓口をご用意。健康全般、病気が育兒、メンタルヘルスに介護・・・ご相談には専門スタッフ(看護師、保健師、管理栄養士、薬剤師、医師、臨床心理士、ケアマネジャー等)が責任を持って対応。  
※メンタルヘルス面接相談はひとり年間5回まで無料。

行動

テレセカンド®  
お電話で

病院に受診することなく、名医(\*)による電話相談が可能。セカンドオピニオンの必要性、治療法や診断についての疑問にお応え。  
●臨床経験を積んだ看護師がご相談に応じる医師を検索し、相談日時を設定  
●看護師が三者通話で電話相談に立会いしっかりとサポート

ホスピサーチ®  
お電話で

名医が在籍する医療機関の情報(「医療機関名」及び「診療科」)をスピーディにお伝えするサービス。急いで名医の在籍する医療機関の情報を知りたいというニーズにお応え。  
●お電話ですぐに情報をお伝えすることが可能  
●確定診断でなくとも「疑い」状態でもご利用が可能

\*名医とは専門医同士の相互評価に基づいて選ばれた優秀な専門医を指します。また、対象となる疾患は広義のがん、心臓疾患、脳動脈瘤、膠原病などです。テレセカンド、ホスピサーチは米国及びその他の国におけるBest Doctors, Inc.の商標です。

③ 増進

WELBOX(ウェルボックス)  
ご利用はWebで



イメージ画像

国内約42,000以上の宿泊施設や育兒、介護、健康、自己開発、グルメ、スポーツ、エンタメなど暮らしのさまざまなシーンで利用できる多彩なメニューが会員価格でご利用可能。

CLUB FUJITA  
お電話で

藤田観光が運営するウイスタリアンライフクラブ(全国7施設)を優待料金で利用可能。  
・神奈川県箱根2、静岡県熱海・宇佐美、三重県鳥羽、長野県野尻湖・車山高原

## 健康づくりサポートの取扱い

加入期間	加入期間1年間(2023年11月1日~2024年10月31日)で以後毎年更新します(自動更新)。所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ提出ください。継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。
運営費	加入者は、当社に対し所定の期日に運営費200円(月額、消費税を含む)をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。(※健康づくりサポートの運営費は、生命保険料控除の対象とはなりません。)

## 個人情報に関する取扱いについて

- 個人情報の利用目的**  
取得した個人情報は、健康づくりサポート加入者規約に定めるサービスの提供を行なうために利用します。
- 個人情報の取扱いの委託について**  
利用目的の達成に必要な範囲内において、取得した個人情報の全部または一部を委託する場合があります。その場合には、個人情報の管理水準が、明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます。)が設定する基準を満たす企業を選定し、適切な管理、監督を行ないます。
- 保有個人データの開示等および問い合わせ窓口について**  
当社が保有する開示対象個人情報について、開示・訂正・削除・利用停止のご依頼があった場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由がない限り回答・訂正等の対応をいたします。  
【お問い合わせ先】明治安田ライフプランセンター(株)(事務委託先)  
団体サービス部 生活・健康サービスグループ  
03-5952-5069
- 個人情報提供の任意性**  
氏名・住所・電話番号を提供いただけない場合、本サービスを提供できない場合があります。健康づくりサポート加入申込書の提出をもちまして、個人情報の取扱いに同意いただいたものとさせていただきます。

## 健康づくりサポート加入者規約

- 第1条(目的)**  
健康づくりサポートとは、明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます)が健康づくりサポートの加入申込みをされた方(以下、加入者といいます)に向けて継続的に健康生活を応援するサービスです。加入者がより健康増進に邁進できるように具体的な健康情報の提供をすることで、豊かなクオリティ・オブ・ライフに貢献することを目的といたします。
- 第2条(加入資格等)**  
1. 加入資格は、団体の所属員で団体と当社の合意した範囲に該当する方が有します。  
2. 加入者とは、本規約を承認のうえ申込みをされ、当社が加入を認めた方をいいます。
- 第3条(運営費)**  
加入者は、当社に対し所定の期日に所定の方法により運営費として当社が定める金額(消費税を含む)をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。
- 第4条(加入者証の付与)**  
加入者証の発行はありません。当社が定め通知した加入者管理番号をもって加入者番号とします。当社への電話照会等の際は、原則として加入者番号を告知いただきます。
- 第5条(健康情報の提供)**  
加入者は、当社及び当社の指定する会社等から、第6条のサービスの内容を含めた各種情報提供があることに予め同意するものとします。
- 第6条(サービスの内容)**  
1. サービスとは、以下のものを指します。  
① 健康情報に関するサービス  
(1) 健康情報誌等による各種健康情報の提供  
(2) 電話による健康相談・メンタルヘルスカウンセリング・介護相談  
(3) その他  
② 当社と提携する健康増進関連の企業が提供する健康情報や商品等のご紹介  
この場合、加入者が商品等を購入し何らかの損害を被った場合または購入した商品に瑕疵があった場合、当社は一切責任を負わないものとします。  
2. 当社が第1条の目的に沿って提供するすべての情報提供は、あくまで健康に関する一般的な情報提供及びアドバイスを加入者の責任で活用していただくものであり、情報を活用したことによって加入者及び加入者のご家族等が何らかの損害を被った場合でも当社は一切責任を負うことはありません。  
3. 予告なくサービス内容を追加・変更することがあります。
- 第7条(届出事項の変更)**  
1. 加入者は、当社に届け出た住所・氏名等について変更があった場合には、所定の方法にて速やかに当社に通知していただきます。  
2. 前項の変更事項についての通知がなく、当社からの送付物等が延着し、または到着しなかったときでも、当社は責任を負いません。ただし、前項の届け出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではありません。
- 第8条(脱退ならびに加入資格の喪失の場合の取扱い)**  
1. 加入者は、自己の都合により脱退を希望するときは、所定の手続きをすることで、脱退することができます。  
2. 何らかの理由で運営費が支払われなかった場合は、いずれも特別な申し出がない限りは自動的に加入資格を喪失します。  
3. 加入者が本規約に違反した場合、または加入者として不適当な行動が認められる場合等で当社が加入者として不適当と認めた場合は、当社は加入資格を取り消すことがあります。  
4. 第2条に定める加入資格を喪失した場合ならびに前2項の場合、契約は終了します。
- 第9条(加入期間)**  
1. 加入者が、当社からサービス提供を受けることができる期間は1年です。サービスの開始月日と終了月日は加入者が所属する団体と当社との間で決定した期間となります。  
2. 特に申し出のない場合、加入期間は1年毎に自動的に更新されます。
- 第10条(データ保護)**  
当社が保有する加入者個人のデータは厳正に管理・運用します。
- 第11条(規約の変更)**  
本規約については、今後変更することがあります。その場合、これを速やかに加入者に告知します。変更日以降は、変更後の規約に従い取扱うものとします。
- 第12条(契約の終了)**  
1. 本契約は所属する団体が当社の保険商品の採用を中止した場合、同時に終了します。  
2. 本契約は加入者が所属する団体と当社との間のサービスの運営にかかる「健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書」が終了した場合、同時に終了します。

この制度は下記会社と締結した健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書及び健康づくりサポート加入者規約に基づいて運営します。

サービス提供会社：明治安田生命保険相互会社  
事務委託会社：明治安田ライフプランセンター株式会社

サービス内容等に関するお問い合わせ先 健康づくりサポート事務局：0120-567-074(平日9:00~17:00)

# 7 ご注意いただきたいこと



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

## 「約款」と細部のお取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について	15
保険金・給付金をお支払いできない場合について	15
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	16
三大生活習慣病サポート(一時金)	16
三大生活習慣病サポート(療養給付金)	16
長期療養収入サポート	17
その他	18

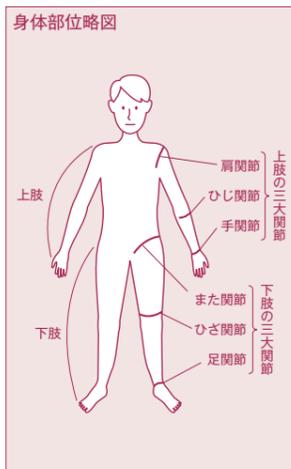
## 高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

## 三大生活習慣病サポート(一時金)

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
  - 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
  - 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの\*
  - 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  - 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  - 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  - 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿、その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。



- 眼の障害(視力障害)
  - 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
  - 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
  - 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

- 言語またはそしゃくの障害
  - 言語の機能を全く永久に失ったものとは、次の3つの場合をいいます。
    - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝろ音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
    - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
    - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
  - 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

- 上・下肢の障害
 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、肘関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

## 保険金・給付金をお支払いできない場合について

### 三大生活習慣病サポート(一時金)・三大生活習慣病サポート(療養給付金)・長期療養収入サポート

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
  - 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由<sup>※</sup>に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
  - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注生命保険商品のみ)
  - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
    - \*告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなる場合があります。(注生命保険商品のみ)
  - 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
    - ※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があつたとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき(注三大生活習慣病サポート(療養給付金)・長期療養収入サポートを除く)、●その他上記と同等の事由があつたとき
- 「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

## 保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

### 三大生活習慣病サポート(一時金)

#### 保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺による(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。)</li> <li>●契約者の故意による</li> <li>●死亡保険金受取人の故意による(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。)</li> <li>●戦争その他の変乱による(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ul>
高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者の自殺行為または犯罪行為による</li> <li>●契約者の故意または重大な過失による</li> <li>●被保険者の故意または重大な過失による</li> <li>●戦争その他の変乱による(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ul>

### 三大生活習慣病サポート(療養給付金)

#### 保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いの対象となる疾病	お支払いする場合	
所得補償保険金	悪性新生物(がん)	上皮内がん <sup>※1</sup> および悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く悪性新生物	保険期間中に発病 <sup>※2</sup> した特定3疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間7日を超えて継続したとき
	急性心筋梗塞	虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞(狭心症は除く)	
	脳卒中	脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳動脈の狭窄(脳血栓、脳塞栓)	

- ※1 「上皮内がん」とは、がんの進行段階が極めて早期にあるもので、がん細胞の増殖が上皮基底膜内にとどまり、基底膜を越える浸潤を認めないものをいいます。
- ※2 悪性新生物を原因とする就業障害については、加入日以後に、加入日前を含めて初めて悪性新生物と診断確定された場合に限りです。詳細は、「【特定3疾病の定義について】」を参照願います。

#### 【補償対象期間について】

就業障害が続いた場合、免責期間終了後(8日目)から、3年を限度として保険金が支払われます。また、一度就業障害が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は、前の就業障害と同一とみなします。

#### 【特定3疾病の定義について】

- 悪性新生物(がん)<注>  
所定の悪性新生物をいい、上皮内がん、および悪性黒色腫以外の皮膚がんを除きます。所定の悪性新生物の詳細については、引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。
- 急性心筋梗塞  
冠動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目のすべてを満たす疾病をいいます。
  - ① 典型的な胸痛の病歴
  - ② 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化
  - ③ 心筋細胞酵素の一時的上昇
- 脳卒中  
脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血および頭蓋外部からの塞栓を含みます。)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病をいいます。

#### <注>

- 悪性新生物を原因とする就業障害については、加入日以後(ただし、乳房の悪性新生物を原因とする就業障害については、加入日からその日を含めて90日を経過した後)に、加入日前を含めて初めて診断確定された場合に限りです。
- 加入日からその日を含めて90日以内に乳房の悪性新生物と診断確定された場合に、その後(※1)に新たな悪性新生物(※2)と診断確定されたときは、その新たな悪性新生物(※2)は、加入日前を含めて初めて診断確定されたものとして取扱います。
- 次のいずれかに該当した場合に、その後悪性新生物(※3)と診断確定されたときは、加入日前を含めて初めて診断確定されたものとして取扱います。
  - ① 加入日以後(※1)に、加入日前を含めて初めて悪性新生物と診断確定され、就業障害が発生しなかった場合
  - ② 加入日以後(※1)に、加入日前を含めて初めて悪性新生物と診断確定され、免責期間中に就業障害が終了した場合
- 上記の「診断確定」は、病理組織学的所見(※4)により被保険者以外の医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(※4)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
  - (※1)乳房の悪性新生物については、加入日からその日を含めて90日を経過した後をいいます。
  - (※2)転移または再発したものを除きます。
  - (※3)転移または再発したものを含みます。
  - (※4)生検をいいます。

#### 【就業障害の定義について】

就業障害とは、被保険者が特定3疾病を被り、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない状態をいいます。

- (イ)その特定3疾病の治療のため入院していること
- (ロ)イ以外の場合で、その特定3疾病につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
- イロ以外の場合で、その特定3疾病により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること

#### 【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業障害である期間1カ月について、保険金月額をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得額を上回る場合は、平均月間所得額のお支払いとなります。また、補償対象期間中の就業障害である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月=30日とした日割計算でお支払いします。※初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があつた場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。
 

- ① 被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
- ② 被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

 ※他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

#### 【指定代理請求者について】

指定代理請求者からのご請求により保険金をお支払いした場合に、被保険者または契約者よりご契約内容(保険金支払状況など)についての照会があつたときは、事実に基づいてご回答せざるをえないことがありますのでご了承ください。

#### 【保険金のお支払いに関する注意について】

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した特定3疾病を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った特定3疾病による就業障害はお支払いの対象となりません(注)。
- ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害(悪性新生物によって生じた就業障害を除きます)につきましては保険金をお支払いいたします。
- (注)したがって、保険期間開始時より前に被った特定3疾病について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体の障害によって、所定の実業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。

#### 【保険金・給付金のお支払いできない場合について】

次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	●戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によって生じた身体障害による就業障害(ただし、テロ行為によって生じた身体障害による就業障害を除きます。) ●脱退後に開始した就業障害 など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

#### 長期療養収入サポート

#### 【保険金・給付金のお支払いについて】

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の実業障害が、免責期間を超えて継続したとき

#### 【補償対象期間について】

加入日(継続加入の場合は更新日)現在の年齢	補償対象期間開始	補償対象期間終了
満54歳以下の方	免責期間終了後(91日目)	満65歳に達した日*
満55歳以上の方		3年を限度**

※ただし、所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

- 一度就業障害が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

#### 【就業障害の定義について】

就業障害とは、下記の状態をいいます。

1. 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合
  - (イ)その身体障害の治療のため、入院していること
  - (ロ)(イ)以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
  - (ハ)(イ)(ロ)以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること
2. 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合

#### 【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業障害である期間1カ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります\*。

また、補償対象期間中の就業障害である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月=30日とした日割計算でお支払いします。

なお、所得喪失率は、

$$1 - \frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

で算出されます。

病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。

\*初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後

に就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。

- ①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

\*他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

#### 【保険金のお支払いに関する注意について】

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません(注)。
- ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。
- (注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体の障害によって、所定の実業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。

#### 【保険金・給付金のお支払いできない場合について】

次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	●故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害 ●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害 ●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害 ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害 ●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。) ●脱退後に開始した就業障害 など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害(アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害を除きます。)を被保険者が被り、これを原因として生じた就業障害に対して、保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24カ月を限度とします。

【厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 | CD-10(2003年版)準拠】に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害  
F00~F09、F20~F99  
例)統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害、認知症、知的障害、特異的発達障害、多動性障害など

#### その他

#### 補償の重複について

#### 三大生活習慣病サポート(療養給付金)・長期療養収入サポート

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目	補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
団体長期障害所得補償保険	所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

#### リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

#### 三大生活習慣病サポート(一時金)

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

●代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

●指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1~5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。

ア. 上記1~4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方

イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

\*保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

\*保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

- 死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。
- お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者にはなく、被保険者本人に帰属します。
- 保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
- 指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
- 指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。
- 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

#### 三大生活習慣病サポート(療養給付金)・長期療養収入サポート

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

- ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
- ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または上記②以外の3親等内の親族

\*代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

#### 【保険金・給付金のご請求について】

#### 三大生活習慣病サポート(一時金)

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

## 三大生活習慣病サポート(療養給付金)・長期療養収入サポート

就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。  
正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

## 社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

## 告知の大切さに関するご案内について

### 三大生活習慣病サポート(療養給付金)・長期療養収入サポート

告知の大切さについて、ご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されると保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務(告知義務)があります。
- ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時<sup>※</sup>からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時<sup>※</sup>から1年を経過していても、保険期間開始時<sup>※</sup>からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。  
※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱います。
- ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たなご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9：00～17：00)までご連絡ください。

## 保険契約の解除について

### 三大生活習慣病サポート(療養給付金)・長期療養収入サポート

#### 【重大事由による解除について】

保険金を取得する目的で就業障害を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

#### 【被保険者による保険契約の解除請求について】

被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

## ご照会・ご相談窓口について

### 三大生活習慣病サポート(一時金)

#### 【ご照会・ご相談窓口】

- 制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。
- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス[<https://www.seiho.or.jp/>])
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### 三大生活習慣病サポート(療養給付金)・長期療養収入サポート

#### 【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】

制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。

#### 【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。  
明治安田損害保険株式会社　お客さま相談室  
0120-255-400(フリーダイヤル(無料))  
受付時間：午前9時～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

#### 【一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンター】<保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)>

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンター  
0570-022808(ナビダイヤル(有料))  
※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。

受付時間：午前9時15分～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

## 保護機構について

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス[<https://www.seihohogo.jp/>]をご覧ください。
- 引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

## 取扱代理店

### 三大生活習慣病サポート(療養給付金)・長期療養収入サポート

有限会社　大阪エイドセンター　電話番号：06-6942-0198

明治安田生命保険相互会社　電話番号：06-6208-5426

# 8 契約概要・注意喚起情報【生命保険】

積立年金保険(拠出型企業年金保険)

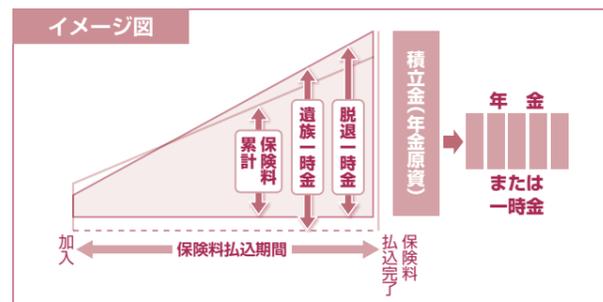
## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

## 契約概要【ご契約内容】

### 1 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。



### 2 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

### 3 積立金(受取予想額)

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

### 4 年金や一時金が主に支払われる場合

■基本年金(もしくは一時金)  
保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もし

くは一時金をお支払いします。

### ■脱退一時金(もしくは年金)

保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

### ■遺族一時金

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、一時金にて遺族の方にお支払いします。

※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

### 5 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

### 6 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

※本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更される場合があります。

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

### 1 お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

### 2 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

### 3 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

■遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

■契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなる場合があります。既に払込まれた保険料は払戻ししません。

■受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

■保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

### 4 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

### 5 信用リスク・生命保険契約者保護機構

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。

■引受保険会社は生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

### 6 ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する  
苦情・相談先(注)

明治安田生命保険相互会社  
大阪公法人部 法人営業第一部  
06-6208-5426

(注)一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

■この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### 7 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払いいただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払いいただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

### 8 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

### 9 ご契約の継続と解約返戻金

■この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となる場合があります。  
■解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

### 10 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

■年金・一時金のご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。  
■年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

# 9 積立年金保険



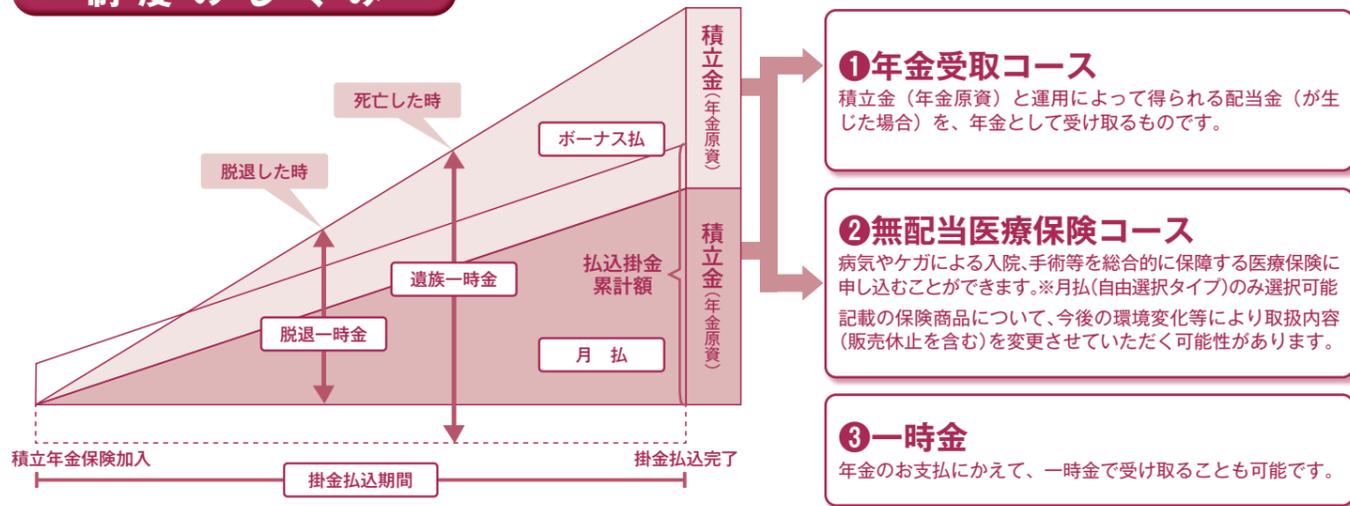
加入対象者



## 意向確認【ご加入前のご確認】

積立年金保険は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

## 制度のしくみ



## 加入年数と積立金額

〈例〉月払 10口 10,000円、ボーナス払 5口 50,000円の場合

加入年数	給付額試算表			
	月払掛金		ボーナス払掛金	
	払込掛金合計額	積立金額(脱退一時金額)	払込掛金合計額	積立金額(脱退一時金額)
1年	120,000円	約 116,800円	100,000円	約 97,100円
2年	240,000	234,800	200,000	195,000
3年	360,000	353,800	300,000	293,800
4年	480,000	474,000	400,000	393,550
5年	600,000	595,300	500,000	494,200
6年	720,000	717,700	600,000	595,850
7年	840,000	841,400	700,000	698,450
8年	960,000	966,200	800,000	802,050
10年	1,200,000	1,219,700	1,000,000	1,012,150
15年	1,800,000	1,878,400	1,500,000	1,555,150
20年	2,400,000	2,574,200	2,000,000	2,125,850
25年	3,000,000	3,309,000	2,500,000	2,728,550
30年	3,600,000	4,085,200	3,000,000	3,365,150

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- (1)月払(自由選択タイプ)は年間保険料7,746万円を常に維持していること。
  - ボーナス払(年金タイプ)は年間保険料3,677万円を常に維持していること。
  - (2)加入者全員の保険料が毎月末日に入金されたものであること。
  - (3)給付額試算表の給付額は、各引受生命保険会社の予定利率(2023年1月30日現在)を引受割合(2023年1月30日現在)に基づき加重平均した率年1.25%にて計算しています。ただし、年金の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(2023年1月30日現在年1.25%)を使用しています。
- なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。
- 記載の給付金額には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払い時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。
- 決算実績によってはお支払できない年度もあります。
- また、配当金が生じた場合には積立金の増増に充当されます。
- 年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

## 掛金払込方法

### ■月払(自由選択タイプ)

月払：1,000円を1口として、2口～100口の間で口数を選択することができます。

### ■ボーナス払(年金タイプ)

ボーナス払：7月と12月に10,000円を1口として、1口～100口の間で口数を選択することができます。

**月払は、給与より12月から引去します。ボーナス払は個人口座(りそな銀行のみ)より12月から引去します。**

## 「積立年金保険」と「税金」

### コース選択時(払込期間中)の税は？

- 保険料** 掛金から制度運営費を控除した額を保険料といいます。月払コースのご加入者が払い込んだ保険料は一般の生命保険料控除の対象となります。ボーナス払のご加入者が払い込んだ保険料は個人年金保険料控除の対象となります。ただし、掛金の払込期間が10年未満の方は、一般の生命保険料控除の対象となります。
- 脱退一時金** 一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。一時所得の課税対象額=(脱退一時金額-払込保険料合計額-50万円)×1/2(他に一時所得がない場合)  
\*所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
- 遺族一時金** 相続税の対象となります。ただし受取人が法定相続人の場合「法定相続人数×500万円」まで非課税となります。

### コース選択後(払込完了後)の税は？

- 年金受取コース** 加入者本人が毎年受取る年金は、雑所得として課税されます。  
課税対象額= $\frac{\text{基本年金年額} + \text{増加年金年額} - \text{基本年金年額} \times \frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{年金支払総額(見込額)}}}{\text{年金支払総額(見込額)}}$   
\*雑所得金額が25万円以上の時10.21%の源泉徴収を行います。  
年金受給中に加入者本人が死亡した場合、確定年金・10年保証期間付終身年金では保証期間中、遺族に年金が支給されます。遺族が受け取る年金は、雑所得の対象です。  
\*所得税に加え復興特別所得税が課税されます。  
\*また、一時金での受取は相続税の対象です。  
\*遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位(配偶者・子・養父母・実父母・孫・祖父母…)の順となります。  
\*税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

※受取手続きについては定年退職される年の1月中旬頃に各所属へご案内する「退職時手続きのしおり」にてお手続きください。

## 給付内容

給付事由	払込方法	給付内容
払込完了年齢に達したとき	月払 払込完了年齢満61歳到達以降直近の3月末日	年金受取コース ●年金受取人は被保険者本人です。 ●払込完了年齢61歳に達したとき、または加入2年以上かつ満50歳以上で早期退職など死亡以外の事由によりこの制度から脱退したとき年金受給権を取得し、加入者に年金をお支払いします。(10・15・20年間) ●初年度年金月額が10,000円未満の場合は年金に代えて一時金でお支払します。 ●選択できる年金種類は次のとおりです。 <年金種類> 10年確定年金、15年確定年金、20年確定年金 (10・15・20年間)基本年金と配当金(生じた場合)による増加年金をあわせてお支払いします。年金受取期間中に一時金でのお受取を希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金にかえて未払年金現価を一時金でお支払いします。 10年保証期間付終身年金 保証期間中(10年間)はご加入者の生死にかかわらず、基本年金と配当金(生じた場合)による増加年金をあわせてお支払いします。保証期間経過後には年金のお支払いを再開し、ご加入者が生存している限り年金をお支払いします。年金再開後に一時金のお取扱いはできません。 *保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。 *保証期間中(10年間)に一時金での受取りを希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。ご加入者が保証期間中(10年間)に死亡された場合、ご加入者の遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金にかえて未払年金現価を一時金でお支払します。 ●年金は年4回(3月、6月、9月、12月)3ヵ月分ずつに分けてお支払いします。
		無配当医療保険コース 病気やケガによる入院・手術等を総合的に保障する医療保険となります。積立年金保険に本人の退職日直前までご加入の本人および配偶者の方がご加入頂けます。※初回保険料は、積立金から充当します。次年度以降は、ご指定の口座より引き落としさせていただきます。※詳細については退職時に別途配付するパンフレットをご確認ください。
		一時金受取 払込完了時の積立金額を年金に代えてお支払します。
払込完了年齢に達したとき	ボーナス払 払込完了年齢満61歳到達以降直近の3月末日	年金受取コース ●年金受取人は被保険者本人です。 【個人年金保険料控除適用型】保険料払込予定期間が10年以上 【個人年金保険料控除非適用型】保険料払込予定期間が2年以上10年未満 【個人年金保険料控除適用型】 ●払込完了年齢61歳に達したとき、保険料の払込期間が10年以上でかつ満50歳以上で早期退職など死亡以外の事由により脱退したとき年金受給権を取得し、加入者に年金をお支払いします。(10年間) 61歳未満で脱退された方は、一時金受取となります。(但し、繰延して受取開始を満61歳以上にさせていただくと、年金受取を選択することが可能です。) ●年金種類は、10年確定年金のみです。 ●(10年間)基本年金と配当金(生じた場合)による増加年金をあわせてお支払いします。年金受取期間中に一時金でのお受取を希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金にかえて未払年金現価を一時金でお支払します。 【個人年金保険料控除非適用型】 ●払込完了年齢61歳に達したとき、または加入2年以上かつ満50歳以上で早期退職など死亡以外の事由によりこの制度から脱退したとき年金受給権を取得し、加入者に年金をお支払いします。(10年間) ●初年度年金月額が10,000円未満の場合は年金に代えて一時金でお支払します。 ●年金は年4回(3月、6月、9月、12月)3ヵ月分ずつに分けてお支払いします。
		一時金受取 払込完了時に積立金を一時金にかえて受取ることもできます。

積立年金保険

## 制度内容

※定年延長に伴い、払込満了年齢も段階的に65歳に引き上げられます。

<b>加入資格</b>	大阪府職員生活協同組合員で月払は加入日(2024年1月1日)に満18歳以上58歳未満の生協組合員で申込日現在健康で正常に就業している方で保険料払込完了年齢(61歳)まで2年以上ある方となります。 ボーナス払は加入日(2023年12月1日)に満15歳以上58歳未満の生協組合員で申込日現在健康で正常に就業している方。個人年金保険料控除適用になる方は保険料払込完了年齢(61歳)まで10年以上ある方、一般の生命保険料控除適用になる方は保険料払込完了年齢(61歳)まで2年以上ある方となります。
<b>加入日(責任開始日)</b>	月 払：2023年6月30日(金)～2023年8月4日(金)間での募集期間中に申込みを受けつけ、2024年1月1日から加入となります。 ボーナス払：2023年6月30日(金)～2023年8月4日(金)間での募集期間中に申込みを受けつけ、2023年12月1日から加入となります。
<b>掛金(ご加入者負担)</b>	<月払> 1口あたり：1,000円(制度運営費1%(10円)を含む)として、2口から100口の範囲で任意に選択できます。この掛金は、毎月の給与から控除されます。(初回は12月分給与より) <ボーナス払> 1口あたり：10,000円(制度運営費1%(100円)を含む)として、1口から100口の範囲で任意に選択できます。この掛金は、あらかじめ登録されたりそな銀行の預金口座より引去りされます。(初回は12月より、年2回<12/15と7/5に>引去ります。なお土日の場合は翌日となります。)なお、ボーナス払を新規加入される方は預金口座振替依頼書を府職員生協に請求して下さい。 退職時一時払で積増しができ給付を増やすこともできます。積増しは、1口10,000円で最低1口からできます。 退職時の積立金額の範囲内で、かつ、月払は最高1,000口まで、ボーナス払は最高3,000口までを限度とします。
<b>新規加入及び口数変更(増口・一部中止)</b>	年1回、府職員生協が定めた募集期間中に申込み受付いたします。 一部中止とは、加入口数を減らすことです。毎年、募集期間中に限り一部中止の申込ができます。 一部中止については、一部中止部分の積立金を据え置いて運用します。 中止の事由：災害・疾病・障害(親族の疾病・障害及び死亡を含む)、住宅の取得、教育(親族の教育を含む)、結婚(親族の結婚を含む)、債務の弁済、その他加入者が掛金の拠出に支障のある場合
<b>脱退</b>	次の事由に該当したときは、この制度から脱退するものとします。 ①府職員生協の組合員資格を喪失したとき。 ②脱退の申込があったとき。 ③払込満了年齢に達したとき。 加入年数が短いと、脱退一時金額は払込保険料を下回るものが予想されます。 脱退一時金・積立期間中に中途脱退した場合、積立金を脱退一時金として被保険者にお支払いします。ただしその場合の脱退一時金は給付額試算表とは異なる場合があります。 遺族一時金・積立期間中に死亡した場合、脱退一時金に月払保険料の1ヵ月分相当額を加えた額(月払の場合)、ボーナス払保険料の1回分を加えた額(ボーナス払の場合)を遺族一時金として遺族にお支払いします。遺族は、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位によるものをいいます。
<b>据置支給(繰延)の取扱</b>	退職時に年金開始時期を本人が希望する期間(1年から最長10年)繰延することが可能です。(満50歳未満の方は繰延することができませんのでご注意ください。) 積立金を本人が希望する期間(1年から最長10年)据置いて運用し、その期間が経過した後に年金が支給されます。据置期間中に配当金が生じれば積立年金に加算され、その分の年金月額が多くなります。据置期間中は保険料の払込み、払出し(減口)の取扱はできません。据置期間中に、お申し出により年金の開始時期の変更および解約による一時金の受取は可能です。
<b>払出しの取扱い(月払のみ)</b>	払出し(減口)とは、払込を継続しながら積立金をお支払いするものです。積立金全額もしくはお申し出いただいた金額(万円単位)をお支払いします。掛金は現状のまま継続です。 (注)ボーナス払は払出し(減口)はできません。払出し(減口)の事由：災害・疾病・障害(親族の疾病・障害及び死亡を含む)、住宅の取得、教育(親族の教育を含む)、結婚(親族の結婚を含む)、債務の弁済。
<b>配当金</b>	毎年の決算により配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増のための保険料の払込に充当し、年金受給権取得後は、年金の増額のための保険料に充当します。
<b>掛金の払込</b>	掛金の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、掛金の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

この制度は、生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

積立年金保険月払(自由選択タイプ) ボーナス払(年金タイプ)

引受保険会社	明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)	引受割合	57.0%	太陽生命保険株式会社	引受割合	4.0%
	住友生命保険相互会社	引受割合	4.0%	日本生命保険相互会社	引受割合	33.0%
	富国生命保険相互会社	引受割合	2.0%			

引受保険会社は各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合(2023年1月30日現在)による保険契約上の責任を負います。また引受会社および引受割合は変更することがあります。

「生命保険契約者保護機構」について

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。

保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。

詳しくは、ホームページアドレス「<https://www.seihohogo.jp/>」をご覧ください。

【連絡先】明治安田生命保険相互会社 大阪公法人部 法人営業第一部 〒541-0051 大阪市中央区備後町1-6-15 明治安田生命備後町ビル8F TEL.06-6208-5426

なお、各引受会社の配当実績等により、給付金支払の引受割合とは異なる場合があります。

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

## 個人情報に関するご注意

### 契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社：<https://www.meijiyasuda.co.jp/> 明治安田損害保険株式会社：<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

### ー死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご注意くださいー

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

## お申込み方法

### 【三大生活習慣病サポート(一時金)・三大生活習慣病サポート(療養給付金)・長期療養収入サポート】

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

### 【積立年金保険】

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

## お問い合わせ先

### ◎制度内容に関するお問い合わせ

大阪府職員生活協同組合

**06-6942-0990**

〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前3丁目1-4-3 大阪府新別館北館地下1階

### ◎その他お問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 大阪公法人部法人営業第一部

**06-6208-5426**

〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町1-6-1 5 明治安田生命備後町ビル8階